

(社) 広島県宅建協会会員みなさまへ

2012年10月1日保険始期

宅建賠償責任保険のご案内

(宅地建物取引業者特約付包括職業賠償責任保険)

「会社を守る保険」です！



会社が加入する「会社を守る保険」のため、宅建主任者が行う「業務遂行上のリスク」に加え、「使用者としてのリスク（使用者責任）」までカバーします。
また、宅建主任者の入れ替わりがあっても補償は途切れませんので安心です。

支払われる場合

宅地建物取引業者が、日本国内において、宅地建物取引の代理・媒介業務の遂行にあたり、職業上の不注意により提起された損害賠償請求について、法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について保険金が支払われます。

支払われる保険金

- ア. 損害賠償金
- イ. 争訟費用（会社が認めた費用に限ります）
- ウ. 損害発生・拡大防止費用（会社が認めた費用に限ります）

補償金額

お支払い限度額（1事故・保険期間中共通）：1,000万円（型）・3,000万円（型）・5,000万円（型）
免責金額（1事故の自己負担額）：3万円
縮小支払責任割合：90%

保険料

年間受取仲介手数料1万円あたり：27円（型）・33円（型）・36円（型）
最低保険料：5,000円

募集スケジュール

- ・ 保険始期は2012年10月1日となります。（保険期間は1年間です）
- ・ 募集期間は、「2012年8月1日（水）から9月26日（水）まで」となります。
- ・ 中途加入も可能です（保険期間は、毎月1日から2013年10月1日まで）。



このチラシは、「宅建賠償責任保険」の概要を説明したものです。保険の詳細はパンフレットをご覧ください。
また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

宅建賠償責任保険 事故事例

(弊社支払い事例より)



CASE 1

(事例) 法令上の制限について一部説明をしていなかったために、建物の買主から損害賠償請求を受けたもの。

(支払額) 500 万円 (保険金 & 争訟費用)

(保険金の内容) 店舗開店が不能となったことによる逸失利益



CASE 2

(事例) ペットの飼育について説明を怠ったために、賃借物件の契約解除に伴い損害賠償請求されたもの。

(支払額) 12 万円 (保険金 & 争訟費用)

(保険金の内容) 引越代金



CASE 3

(事例) 仲介物件に関し、貸室内のレイアウト変更を行うことを条件に契約締結を行ったが、当該貸室のレイアウト変更が不可能であることが判明し、損害賠償請求されたもの。

(支払額) 400 万円 (保険金 & 争訟費用)

(保険金の内容) 店舗開店が不能となったことによる逸失利益



CASE 4

(事例) 店舗として賃貸借契約を締結したが、建築確認申請の際の使用目的が店舗となっておらず、使用できないことが判明したため、損害賠償請求されたもの。

(支払額) 200 万円 (保険金 & 争訟費用)

(保険金の内容) 店舗開店が不能となったことによる逸失利益

上記は事故事例ですので、実際の事故にあたっては事故内容を調査・確認の上、お支払いの可否、および支払保険金の額を決定します。

ご契約者・被保険者またはこれらの方の法定相続人が事実を故意に隠していたなど、保険金が支払われない事由に該当する場合は保険金をお支払いできません。

《引受保険会社》

富士火災海上保険株式会社

広島支店 宅建リアルター営業課

広島県広島市中区基町 12-6

TEL 082-223-3359

FAX 082-223-3360

【お問い合わせは…】

取扱代理店

広島宅建株式会社

広島市中区昭和町 11-5

TEL 082-543-5155 FAX 082-543-5188